

※この用紙を使つての転出届は住基カード・マイナンバーカードをお持ちの方だけです。

※同封する書類（住基カード・マイナンバーカードは転入先でのお手続きに必要です。カード本体は同封しないでください。）

①	・住基カード（顔写真付き）もしくはマイナンバーカードの写し どれか1点
②	・住基カード（顔写真なし）の写し ＋ ・官公署が発行した顔写真付きの身分証明の写し（どれか1点） 運転免許証、旅券、身体障害者手帳など 又は ・顔写真が付いていない身分証明の写し（どれか2点） 健康保険証、年金手帳、学生証、医療受給者証、預金通帳、キャッシュカード、社員証など

- 転出証明書は交付しません。手続き完了後、菊陽町役場・町民課から請求者あてに電話連絡をしますので、電話連絡後、転入先の市区町村に住基カードまたはマイナンバーカードを持参して転入手続きをしてください。
- 住基カード・マイナンバーカードが有効期限切れ、一時停止、失効状態の場合はこの用紙を使つての転出届はできません。その場合は通常の転出届を行い、転出証明書の交付を受けてください。
- 新しい住所に住み始めてから１４日経過している場合は、通常の転出届を行い、転出証明書の交付を受けてから転入先の市区町村で転入手続きをしてください。
- 菊陽町の転出手続きの処理後、転出予定日から３０日経過すると、住基カード・個人番号カードによる転入の手続きできなくなりますのでご注意ください。